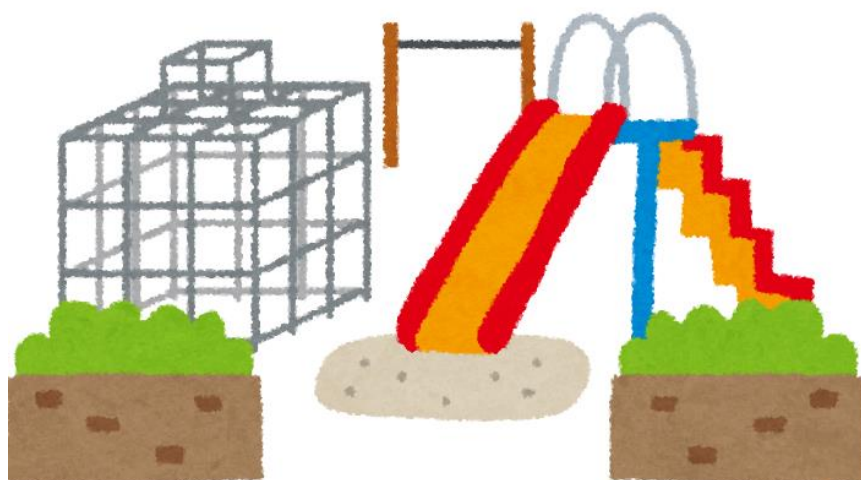


身近な公園プロデュース団体 活動マニュアル



【市民とつくり育てる身近な公園づくり】

公園は地域の貴重な財産です。小田原市と地域の皆さんが協力して、公園をキレイに保ち、安全で楽しく利用できるようにしたり、地域の皆さんが使いやすいように作りかえていきましょう。

小田原市建設部みどり公園課

目 次

1. 身近な公園プロデュース事業とは	1
2. 身近な公園プロデュース団体への活動支援について	2
①謝礼金	
②技術支援	
③物品等支援	
3. 身近な公園プロデュース団体の登録について	4
①団体の構成について	
②団体の登録について	
③団体の活動範囲について	
④市への手続き・報告について	
4. 身近な公園プロデュース団体活動の内容（事例）について	6
①花壇を作ろう	
②ベンチを作ろう	
③たい肥（置き場）を作ろう	
④公園をきれいにしよう	
⑤みんなで決めよう	
5. 身近な公園プロデュース団体の活動中の保険について	10
①加入手続き	
②保険料	
③万一、事故が発生したとき	
 (参考)	
身近な公園等一覧	11
公園における許可手続き	15
各種申請様式	16
○ 身近な公園プロデュース団体登録申請書	
○ 身近な公園プロデュース団体代表者等変更届	
○ 身近な公園プロデュース団体休止・解散届	
○ 身近な公園プロデュース団体活動報告書	
○ 技術支援申込書	
○ 物品等支援申込書	
○ 団体規約（雛形）	
○ 活動支援金口座振替依頼書	
○ 身近な公園プロデュース活動 自治会長承認書	

1 身近な公園プロデュース事業とは

小田原市には、身近な公園といわれる「街区公園」が141箇所(令和5年(2023年)4月1日現在)あります。また、「みどりの広場」や「緑道」といった緑のオープンスペースと合わせて、皆さんの生活環境に潤いや安らぎ、楽しさ等をもたらす貴重な存在となっています。

「身近な公園プロデュース事業」とは、地域の貴重な財産でもある身近な公園を、地域の皆さんが美化・清掃に携わるだけでなく、皆さんの意思で、快適に使いやすくなるよう、花壇やベンチなどを作って(プロデュースして)、一層愛着の持てる親しみやすい公園となるようにしていただき、市がその活動に必要な支援を行うものです。



平成23年度(2011年度)にスタートした制度では、皆さんに公園の日常管理をしていただくため、市は管理用具や花苗を支給していましたが、平成28年度(2016年度)からは、円滑な活動ができるよう、「謝礼金」による支援を中心とした制度にリニューアルしました。

是非、これまで活動されている団体も含めて、身近な公園プロデュース事業に基づく「団体登録」をご検討くださるようお願いいたします。

2 身近な公園プロデュース団体への活動支援について

団体登録していただくことにより、次のような支援をいたします。

2-1 謝礼金

身近な公園プロデュース団体の活動に対する謝礼として、原則、市から1団体1公園につき、2万円/年を交付いたします。

謝礼金の用途は自由ですが、団体の活動費として使っていただくと幸いです。

<使い道の例示>

- ゴミ袋や軍手などの消耗品
- ほうきや熊手などの道具、用具類
- 花壇に植える花の種や苗、肥料や用土
- 活動の際の飲み物
- 会議など打合せ時の資料コピー
- その他活動に必要な資機材など



2-2 技術支援

公園に「花壇を作りたい、増やしたい」、「植栽の管理をしたい」、「手作りでベンチを作りたい」、「たい肥づくりをしたい」、「道具の手入れの仕方を教えて欲しい」など、活動を始めるときや活動中の支援等を行います。

支援を希望する際は事前相談の上、「技術支援申込書」を提出してください。

<技術支援の内容>

	支援内容	概要
1	中低木の刈込み講習	中低木の刈込みのポイントを市職員が講習します。
2	道具の手入れ講習	中低木の刈込みに使う道具の手入れのポイントを市職員が講習します。
3	花壇づくり講習	公園内に設置する花壇づくり（花の植え方や管理）の方法などを市職員が講習します。
4	たい肥（置き場）づくり講習	たい肥の作り方や置き場づくり（花壇への利用方法）などを市職員が講習します。
5	ベンチづくり講習	簡易なベンチの製作や設置方法などを市職員が講習します。

※支援を希望する際は希望日より2週間以上前に相談ください。

※人員確保、内容、予算等の都合により、対応できない場合もあります。

2-3 物品等支援

身近な公園プロデュース団体の活動費では、円滑な活動が継続できない場合とやむを得ないと認められる場合、予算の範囲内において、物品等の支援や貸出し等も実施します。

支援を希望する際は事前相談の上、「物品等支援申込書」を提出してください。

<主な物品等支援の内容（原則登録初年度のみ）>

- ボランティア用ゴミ袋の提供
- 軍手
- 花の種、花苗
- 砂や花壇用土
- 竹ぼうき等掃除用具の貸出し など

※支援を希望する際は事前に相談ください。

※予算等の都合により、対応できない場合もあります。



3 身近な公園プロデュース団体の登録について

3-1 団体の構成について

団体の構成は、さまざまな地域活動の中心的な役割を担っている自治会組織を想定していますが、自治会組織以外でも結成・登録いただき、支援を受けることができます。

ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに關係する団体は、結成・登録することはできません。詳しくは、ご相談ください。

<団体の構成例>

- 自治会全体又は一部による構成
- マンション等の管理組合による構成
- 老人会や子ども会による構成
- 地域住民の有志による構成
- ボランティア団体、学校、企業等による構成など



3-2 団体の登録について

- ① 公園を管理するみどり公園課と自治会など地域の方々と十分に話し合って、活動内容や活動範囲、団体名などを決めていただきます。
- ② 団体名には必ず公園名を付けていただきます。
- ③ 団体活動を円滑に行うため、規約を定めていただき、代表者も決めていただきます。
- ④ 代表者は、市との連絡調整などの役割を担っていただくこととなります。
- ⑤ 構成人数は、万一の事故等に対応できるよう、2名以上を原則とさせていただきます。
- ⑥ 活動する公園がある自治会の長の承認を得て、承認書を提出していただきます。

3-3 団体の活動範囲について

身近な公園プロデュース団体の活動範囲は、原則として「公園全域」とします。

ただし、斜面地など危険な場所は、活動範囲から除外してください。また、公園の規模や自治会の区域内に複数の公園がある場合等は、公園内の活動範囲や活動する公園の数について、ご相談ください。

3-4 市への手続き・報告について

①登録申請書の提出

- ・「身近な公園プロデュース団体登録申請書」に必要事項を記入し、提出してください。
- ・申請に基づき、「身近な公園プロデュース団体登録承認書」を後日お渡しします。
- ・初年度登録は、毎年9月末日までの登録申請をお願いします。（以降は次年度）
- ・申請書には、規約及び所定の「口座振替依頼書」を添付してください。

②代表者等変更届

- ・登録後、代表者の変更や規約、連絡者等の変更があった場合には、「身近な公園プロデュース団体代表者等変更届」を提出してください。

③登録団体の活動休止・解散届

- ・登録後、止むを得ない事情により活動を休止若しくは解散をする場合には、「身近な公園プロデュース団体休止・解散届」を提出してください。

④活動報告書の提出

- ・活動状況の報告として、「身近な公園プロデュース団体活動報告書」の提出をお願いいたします。（11月末日を目途に提出をお願いしております）
 - ・報告書は、みどり公園課窓口で担当者に提出していただきます。（記載内容を事前に確認させていただき、調整がなされたものであれば、郵送での提出も受付いたします）
 - ・活動報告書に添付する写真は活動内容が判るよう、活動中の状況を撮影してください。（添付する写真のみメールにてデータで提出することも可能ですが、報告書の提出前に必ずご相談ください。）
- ※ホームページ等で活動内容をご紹介させていただく際に提出いただいた写真データを利用させていただく場合がございます。

⑤技術支援申込書・物品等支援申込書

- ・技術支援及び物品等支援を希望する際は、事前相談の上それぞれ「各支援申込書」を提出してください。

4 身近な公園プロデュース団体活動の内容(事例)について

市内の公園の中には、これまでに地域の方々が主体となり、公園内の美化・清掃や、花壇づくりなどの活動が行なわれています。

みどり公園課では、これらの活動を今後も積極的に支援し、皆様とともに拡大させていく取り組みを進めます。

ここでは、身近な公園プロデュース団体の主な活動事例を紹介させていただきます。

4-1 花壇を作ろう

公園は、地域共有の「庭」とも「社交場」とも言われます。花壇を設置したり、増やしたりすることで、その公園が華やかに明るくなり、また、花壇の除草や植替え等を地域の方々が寄り添い、語り合いながら作業を行う事で、公園に愛着が生まれ、新たなコミュニティづくりなどの効果も期待されます。



■手作り花壇製作中(成田公園)



■花植え作業中(成田公園)



■こんな形の花壇もカワイイですね



■花植え作業中(酒匂浜公園)

4-2 ベンチを作ろう

身近な公園の代表的な機能は、「子どもの身近な遊び場」、「地域レクリエーションの場」であり、「ベンチが欲しい」という声が多く聞かれます。

みどり公園課では、「簡単なベンチづくり」の支援を進めております。材料の手配、作り方など、相談しながら取り組んでみませんか。



■皆でベンチを作ろう(羽根尾公園)



■ベンチ完成(羽根尾公園)



■簡単に作れそうだなあ



■材料も現場で調達しました

4-3 たい肥(置き場)を作ろう

清掃して集まった落ち葉は、そのままゴミとして捨てないで、公園の一角にたい肥置き場を作って、腐葉土として活用することができます。

こうすると、「落ち葉の処理が楽になる」、「ゴミの減量になる」などの効果があります。



■たい肥置き場(南鴨宮富士見公園)

4-4 公園をきれいにしよう

清掃が行き届いている公園では、「公園内にゴミを捨てる人が減った」、「不審者が来なくなつた」というような声も聞かれ、大きな効果が期待できます。

地域の皆様が気持ちよく過ごせる快適な公園としていきましょう。

① 除草作業

公園内の除草は、草むしりやカマを使って行います。草刈機などの機械類を使つての作業は、効率的ではありますが、危険が伴いますので、原則はみどり公園課で行います。

自ら草刈機を使用した作業を希望する場合は、事前相談の上、行っていただくことになります。(事前に貸出申請書の提出、講習の受講が必要となります)



② ゴミ袋

公園の清掃や除草作業で集まったゴミは、分別して袋に入れてください。ボランティア用ゴミ袋の提供と回収をみどり公園課で行います。

ゴミ袋の提供と回収を希望する際は、事前にご相談ください。



4-5 みんなで決めよう

身近な公園プロデュース団体の特徴は、単なる美化活動に止まらず、例えば、「あの公園のこの場所にきれいな花壇でもあれば良いのに」とのお考えがあったときに、自ら企画し、つくることのできるものです。

このようなとき、団体の皆さんが一同に集まって、話しあって、活動内容を決めていただくことをお勧めします。

みどり公園課は、会議に参加させていただき、必要な資料の提供や先進事例の紹介などをさせていただきます。



■プロデュース会議（成田公園）

5 身近な公園プロデュース団体の活動中の保険について

身近な公園プロデュース団体による活動中の怪我や物損等の事故の内容に応じて、小田原市加入の全国市長会市民総合賠償補償保険若しくは小田原市ボランティア活動補償制度が適用される場合があります。

※物損の場合は免責金額（自己負担額）が発生します。

5-1 加入手続き

小田原市が市民(活動)を対象に加入しているため、事前の加入手続きは不要です。

5-2 保険料

小田原市が保険料の負担をしていますので、保険料の支払いは不要です。

5-3 万一、事故が発生したとき

- ① 身近な公園プロデュース団体代表者またはケガをされた方は速やかに状況をみどり公園課に報告してください。
- ② 活動中の怪我や物損の内容によっては、代表者等に書類作成をお願いする場合があります。

※なお、保険対象とならないケースもございますので、みどり公園課にご確認ください。



参考

＜身近な公園等一覧＞

※市ホームページ、地理情報システムから探すこともできます。

www.city.odawara.kanagawa.jp/public-i/park/.../g-kouen.html

公園名称	所在地	面積 (㎡)	登録団体有無
池上公園	扇町一丁目 69 番 6	306.14	
足柄第一公園	扇町二丁目 361 番 3	592.79	有
井細田公園	扇町三丁目 484 番 4	783.11	
扇町第二公園	扇町五丁目 64 番 136	150.00	有
扇町第一公園	扇町五丁目 64 番 257	1,424.00	有
扇町第三公園	扇町五丁目 192 番 1	430.27	
寿町第一公園	寿町一丁目 41 番 3 外	476.50	
東町第二公園	東町一丁目 107 番 2 外	380.00	有
山王原公園	東町二丁目 609 番	2,906.00	
東町第一公園	東町三丁目 105 番外	2,521.26	有
万年公園	浜町四丁目 10 番外	355.42	有
浜町第一公園	浜町四丁目 40 番外	1,683.48	
中町第二公園	中町一丁目 18 番 4	280.89	有
中町レインボーパーク	中町三丁目 302 番 2	549.02	有
中町第一公園	中町三丁目 316 番	1,006.31	有
西海子公園	南町二丁目 703 番 1 外	4,364.86	
南町なぎさ公園	南町三丁目 805 番外	428.28	有
臨港公園	早川一丁目 6 番 6	638.41	
山根公園	早川二丁目 21 番 1	2,520.00	有
奥山根公園	早川三丁目 27 番 1	1,509.41	有
入生田なかよし公園	入生田 55 番	178.51	
入生田ふれあい公園	入生田 7 2 番 1	1,049.33	有
板橋入谷津公園	板橋 4 番	579.76	
河原公園	板橋 2 4 8 番 1 外	4,547.90	有
秋葉谷津公園	板橋 5 1 8 番 7 3	172.31	
板橋公園	板橋 7 5 8 番 1	1,432.56	有
板橋第二公園	板橋 7 8 7 番 4	483.05	
板橋第三公園	板橋 7 8 7 番 6	515.11	
南板橋公園	南板橋二丁目 2 2 3 番	1,253.00	有
大窪公園	南板橋二丁目 2 4 7 番 4 外	2,007.00	
前沢公園	荻窪 4 2 5 番 2	238.03	
荻窪公園	荻窪 5 2 1 番の一部外	1,108.38	
城山第三公園	城山一丁目 589 番 9 外	249.23	有

公園名称	所在地	面積 (㎡)	登録団体有無
中谷津公園	城山一丁目 123 番 4	378.57	
城山第四公園	城山二丁目 338 番 22	270.18	
城山第一公園	城山三丁目 371 番 23	536.87	
城山第二公園	城山四丁目 775 番 3	272.75	
多古山の神公園	多古 7 4 5 番 5	155.74	
北ノ窪公園	北ノ窪 3 0 8 番 3 0	452.53	
むろくぼ公園	北ノ窪 3 5 2 番 2 4	368.80	
久野川端ふれあい公園	久野 1 5 4 番 5 9	150.52	
久野石田田羅公園	久野 4 2 5 番 6 外	223.80	
久野石田田羅第二公園	久野 4 4 5 番 2 外	311.65	
久野坂下公園	久野 4 8 0 番 5 7	199.72	有
山神下公園	久野 6 1 1 番 6	261.20	有
久野兎河原公園	久野 8 5 5 番	1,801.00	
久野水神公園	久野 9 8 3 番	1,601.52	
久野柳川原公園	久野 2,216 番 9 外	150.27	
岸ノ下公園	曾我別所 8 0 9 番 1 外	195.24	有
光海公園	曾我光海 3 番 5	1,199.15	有
光海中央公園	曾我光海 1 3 番 1	999.03	有
曾我神戸ふれあい公園	曾我原 6 5 9 番 9	150.02	有
曾我神戸公園	曾我谷津 6 1 4 番 7 外	923.57	有
鬼柳第一公園	鬼柳 7 9 9 番 7 外	1,200.00	有
光海橋公園	千代 2 9 7 番 1 地先	541.59	
千代南原公園	千代 1,067 番 1 1	929.87	
別堀公園	別堀 1 1 7 番 2	1,254.70	有
栢山第一公園	栢山 2,4 3 9 番 3	333.62	有
栢山第二公園	栢山 2,8 5 5 番 3	171.20	
西栢山おおかみ公園	栢山 3,3 0 9 番 8 外	151.07	
若宮公園	堀之内 2 2 3 番 6 外	150.54	
大河原公園	堀之内 3 4 6 番 1 0	157.05	
螢水公園	飯田岡 7 3 番 2 5	400.61	
新屋けやき公園	新屋 1 3 8 番 6 外	259.20	有
成田第二公園	成田 1 4 番 1 9	458.53	
成田公園	成田 6 0 番	813.91	有
八反田公園	成田 4 4 9 番 1	2,698.10	
吉添公園	成田 5 0 5 番	931.62	
中ノ町公園	成田 7 1 1 番 1	1,468.36	
宗沢公園	成田 9 2 3 番外	3660.05	
飯泉第二公園	飯泉 6 4 3 番 3	154.21	

公園名称	所在地	面積 (㎡)	登録団体有無
飯泉第一公園	飯泉1,217番20	180.16	
金田公園	蓮正寺39番	1,847.75	
豊岡公園	蓮正寺106番	2,048.82	
蓮正寺第一公園	蓮正寺470番199	448.14	有
螢田公園	蓮正寺602番28外	1,880.46	有
螢田第二公園	蓮正寺707番58	181.47	有
螢田あじさい公園	蓮正寺731番42	151.86	有
狩川公園	蓮正寺735番18外	351.98	有
蓮正寺第二公園	蓮正寺888番5外	199.22	有
中里第二公園	中里93番2外	179.63	
中里第一公園	中里185番16	277.19	有
いなりもりパーク	鴨宮838番1外	1,356.00	有
南鴨宮みずき公園	南鴨宮一丁目208番164	765.98	有
中新田公園	南鴨宮一丁目214番20	347.52	有
南鴨宮新田公園	南鴨宮二丁目18番	3,988.38	有
南鴨宮富士見公園	南鴨宮三丁目24番	6,811.01	有
南鴨宮駅前公園	南鴨宮三丁目43番	2,602.33	有
下小竹公園	小竹548番1地先	2,862.25	
小竹第五公園	小竹586番44	576.78	有
小竹西公園	小竹671番31外	463.66	
小竹南公園	小竹717番21外	675.35	有
小竹東公園	小竹735番99外	3,262.51	有
小竹北公園	小竹781番20	1,401.71	有
小竹向山第一公園	小竹781番48外	4,373.41	有
小竹向山第二公園	小竹799番26	450.01	有
小竹第六公園	小竹821番1	1,736.65	有
中村原公園	中村原24番	1,493.43	有
中村原第七公園	中村原199番1外	828.20	
中村原第三公園	中村原230番4	751.32	有
中村原第四公園	中村原267番13	672.53	有
中村原第六公園	中村原338番6	300.01	有
中村原第五公園	中村原425番7	291.00	有
中村原第二公園	中村原470番11外	1,822.66	
中村原第一公園	中村原730番2外	321.55	
小船永福公園	小船649番4	730.18	有
小船第一公園	小船670番14	208.98	有
小船森公園	小船1,224番	2,073.00	
田島第一公園	田島60番25	564.24	

公園名称	所在地	面積 (㎡)	登録団体有無
国府津団地公園	田島238番10外	1,200.64	
田島第二公園	田島880番5	475.02	
森戸公園	小八幡三丁目地内	6,521.05	
国府津公園	国府津二丁目 1,478 番 7	227.81	
国府津駅上公園	国府津四丁目 78 番 37	160.98	
下辻川公園	国府津 1,820 番 6	150.00	
鳴沢公園	国府津 2,105 番 69	416.82	
亀ノ甲公園	前川33番14	242.70	有
青柳公園	前川191番11	150.26	有
前羽公園	前川391番外	445.68	
前川第二公園	前川474番4外	282.73	
前川公園	前川532番	1,476.97	有
町屋公園	前川596番1	980.25	有
小八幡第一公園	小八幡二丁目 640 番 4 外	1,052.66	
ひまわり公園	小八幡三丁目 75 番 38	155.00	
たんぼぼ公園	小八幡三丁目 69 番 5	160.00	
酒匂第四公園	酒匂一丁目 1,349 番 7	205.74	
酒匂川代公園	酒匂一丁目 1,114 番 9 外	1,019.00	
酒匂第二公園	酒匂二丁目 1,343 番 9 外	150.14	有
酒匂第五公園	酒匂二丁目 1,275 番 11	238.11	
酒匂浜公園	酒匂三丁目 69 番 21	2,414.30	有
酒匂第六公園	酒匂四丁目 28 番 61	220.83	有
酒匂第七公園	酒匂四丁目 28 番 62	529.05	有
酒匂第一公園	西酒匂一丁目 1,628 番 52	355.58	有
酒匂第三公園	西酒匂一丁目 1,628 番 69	189.34	有
西酒匂大道公園	西酒匂三丁目 3 番	2,426.60	
羽根尾史跡公園 (一部)	羽根尾 277 番外	31,567.51	有
城山入谷津公園	城山二丁目 345 番 31	189.36	
早川うえのみどう公園	早川 866 番 21	157.18	
紅沢北公園	飯泉字紅沢 184 番 19	155.34	有
紅沢南公園	飯泉字紅沢 192 番 11	151.52	有
網一色今井散策路	東町五丁目地内ほか	—	
酒匂川左岸緑道	西酒匂一丁目地内ほか	—	
金瀬川緑道	成田地内	—	
マロニエふれあい公園	中里 273 番 6	1200.00	

<公園における許可手続き>

皆さんが公園内でお祭り等のイベントを行ったり、施設を設置したりするなど、公園管理者(小田原市みどり公園課)以外の第三者が行う場合には、「都市公園法」や「小田原市都市公園条例」に基づき、所定の手続きを行う必要があります。

その主なものをご紹介します。

① 公園内行為許可

公園内でお祭りなどの地域行事やイベント、園児の運動会などを行う場合には、原則として、「公園内行為許可申請」を行う必要があります。

許可にあたっては、原則、使用料が発生しますが、身近な公園プロデュース団体や自治会などが行う場合は使用料が免除になる場合があります。

行事の内容や申請者の違いなどにより、使用料の免除や許可条件の取扱いが異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

② 公園施設設置許可

公園内に用具倉庫やベンチなどの公園施設を設置する場合には、「公園施設設置許可申請」を行う必要があります。

許可にあたっては、原則、使用料が発生しますが、身近な公園プロデュース団体や自治会などが行う場合は使用料が免除になる場合があります。

目的や内容により、使用料の免除や許可条件の取扱いが異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

③ 公園占用許可

公園内に防災倉庫や掲示板など公園施設以外の工作物を設置する場合には、「公園占用許可申請」を行う必要があります。

許可にあたっては、原則、使用料が発生しますが、身近な公園プロデュース団体や自治会などが行う場合は使用料が免除になる場合があります。

目的や内容により、使用料の免除や許可条件の取扱いが異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

様式第1号（第6条関係）

身近な公園プロデュース団体登録申請書

年 月 日

小田原市長 様

団体名

代表者 住所 〒 -

氏名

電話番号 ()

FAX 番号 ()

携帯番号 ()

メールアドレス @

このたび _____ を結成しましたので登録申請いたします。

※代表者以外に、市との連絡窓口となる方がいる場合は、下表に記入願います。

役職等	氏名	住所	電話番号	備考

活動計画

申請する公園名	
申請する公園の所在地	※市で記入
申請する公園の面積	※市で記入
申請団体の構成員数	
活動の主な内容 (活動内容、活動スケジュールなどを記入してください)	
その他、特記すべき事項	

※団体の規約、自治会長の承認書及び名簿を添付してください。

様式第3号（第9条関係）

身近な公園プロデュース団体代表者等変更届

年 月 日

小田原市長 様

このたび、 _____ の代表者等を変更しましたので届出します。

(新) 代表者 住所 〒 -

氏名

電話番号 ()

FAX 番号 ()

携帯番号 ()

メールアドレス @

(旧代表者氏名)

※新代表者以外に、市との連絡窓口となる方がいる場合は、下表に記入願います。

役職等	氏名	住所	電話番号	備考

第4号様式（第10条第1項第2号）

身近な公園プロデュース団体 休止・解散届

年 月 日

小田原市長 様

団体名

代表者 住所 〒 -

氏名

電話番号 ()

FAX 番号 ()

携帯番号 ()

メールアドレス @

このたび _____ の活動を休止・解散したいので申し上げます。

(休止・解散理由)

様式第5号（第11条関係）

身近な公園プロデュース団体活動報告書

年 月 日

小田原市長 様

団体名

代表者名

年度の活動状況は次のとおりでしたので、報告します。

活動状況

活動日	活動内容	参加人数	備考
例 ○月○日	清掃・除草・せん定・水やり・その他 ()	○人	

※活動内容が判るよう、活動中の状況を撮影した写真（1枚以上）を添付してください。

年 月 日

技術支援申込書

登録団体名	代表者名
-------	------

■申し込みの際のお願い

- (1)代表者をご記入ください。申込欄に○印を付けてください。
- (2)必ず市担当者と事前に協議した上、申し込みください。
- (3)予算等、市の都合により当該年度に対応できない場合もあります。ご了承ください。

	支援内容	申込欄	概要
1	中低木の刈込み講習		・ 中低木の刈込みのポイントを市職員が講習します。
2	道具等の手入れ講習		・ 中低木の刈込みに使う道具の手入れのポイントを市職員が講習します。
3	花壇づくり講習		・ 公園内に設置する花壇づくり（花の植え方や管理）の方法などを市職員が講習します。
4	たい肥（置き場）づくり講習		・ たい肥の作り方や置き場づくり（花壇への利用方法）などを市職員が講習します。
5	ベンチづくり講習		・ 簡易なベンチの製作や設置方法を市職員が講習します。

※その他、市職員等による技術的支援をご希望の団体は、お気軽にご相談ください。

※処理欄

（事務担当 みどり公園課 管理係）

年 月 日

物品等支援申込書

登録団体名	代表者名
-------	------

■ 申し込みの際のお願い

- (1) 代表者をご記入ください。申込欄に○印を付けてください。
- (2) 用具類は、原則貸出しとなります。必ず市担当者と事前に協議した上、申し込みください。
- (3) 予算等、市の都合により当該年度に対応できない場合もあります。ご了承ください。

	物品等	数量	希望内容(サイズ、使用目的、色等)
1	ゴミ袋(ボランティア袋)		
2	軍手		
3	花の種		
4	花苗		
5	砂		
6	たい肥、花壇用土		
7	竹箒ほか掃除用具		
8			
9			
10			

※その他、物品等支援をご希望の団体は、お気軽にご相談ください。

※処理欄

(事務担当 みどり公園課 管理係)

〇〇公園 〇〇会 規約 (ひな形)

(名 称)

第1条 本会は、〇〇公園〇〇会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、小田原市と公園周辺の地域住民が協力して、公園キレイに保ち、安全で楽しく利用できるよう、そして使いやすくするために活動することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、〇〇公園の周辺住民により組織する。

(活 動)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の活動を行うものとする。

- (1) 清掃・除草
- (2) 花壇や樹木のかん水
- (3) 〇〇

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
委 員	若干名

(役員の仕事)

第6条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 委員は、本会の運営に参画する。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

口座振替依頼書

年 月 日

小田原市長

登録団体名	_____
代表者住所	_____
代表者名	_____ 印
電話番号	_____

身近な公園プロデュース団体活動謝礼金を下記金融機関の口座へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 本所 支所										
口座番号	1. 普通預金 2. 当座預金 3. 貯蓄(ゆうちょ銀行のみ)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
フリガナ	_____											
口座名義人	_____											

※通帳の通りご記入ください。必ずフリガナをふってください。

※金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳の内側のページをコピーして添付してください。

※上記の「口座名義人」が「登録団体名」「代表者名」以外の場合は、お手数ですが、下記にご記入のうえ押印をお願いします。

私は、上記口座名義人を代理人と定め、小田原市から交付される身近な公園プロデュース団体活動謝礼金の受領に関する権限を委任します。

登録団体名	_____
代表者住所	_____
代表者氏名	_____ 印

- この書類は、代表者名によりご提出ください。
- 口座名義人の欄は預金通帳に記載されているとおりが記入ください。

身近な公園プロデュース活動 自治会長承認書

小田原市長 様

(団体名) が、公園に
おける身近な公園プロデュース活動をすることについて承認いたします。

令和 年 月 日

自治会長 氏名

Ⓜ

お問い合わせ先

小田原市建設部みどり公園課

☎250-8555

小田原市荻窪300番地

市役所5F（黄色通路）

☎0465（33）1583

☎0465（33）1565

✉koen@city.odawara.kanagawa.jp

（お問い合わせ時間；8：30～17：15 土、日、祝日、年末年始を除く）

令和5年（2023年）4月改訂